

指定管理者選定の募集に係る質問回答書

	質問内容	回答
1	【応募要項 7(1) ア運営事業】 保育園は、含まれますでしょうか。	含まれます。
2	【応募要項 参考書式1 事業計画書 2事業計画案】 ページ数制限・サイズ制限 等ございますでしょうか。	ありません。任意の様式でご用意ください。
3	【応募要項 参考書式2 収支予算】 収支予算書を「大船子育て支援センター(非課税)」「子どもひろば(課税)」「子どもの家(非課税)」の3区分で作成するにあたり、1棟の建物で共用する光熱水費および共通経費の按分方法について、市の指定または推奨する考え方があるか。	【かまくらっ子】 令和7年度放課後かまくらっ子(指定管理施設)の事業評価 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/hyoutakouhyou7.html をご参照ください。 【子育て支援センター】 光熱水費については、子育て支援センターの経費として算出する必要はありません。共通仮設費の按分方法については、かまくらっ子の回答をご覧ください。
4	【募集要項 23 指定管理料に関する事項】 光熱水費、廃棄物処理費用、施設維持管理費、施設保守点検における実績値や参考値をご教示いただきたい。	【かまくらっ子】 令和7年度放課後かまくらっ子(指定管理施設)の事業評価 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/hyoutakouhyou7.html をご参照ください。 【子育て支援センター】 廃棄物処理費用は、概ね120,000円から150,000円です。 子育て支援センター分としての光熱水費、施設維持管理費、施設保守費用については積算する必要はありません。 なお、施設の損傷については、おさか子どもの家等仕様書のリスク分担表に準じています。
5	【募集要項 5 指定管理業務に関する経費 (1) 指定管理料に関する事項ウ】 大船子育て支援センター及び鎌倉市放課後子どもひろばおさか・おさか子どもの家「ひばり」における、過去2か年の人件費、物件費(消耗品費、光熱水費、設備保守点検・維持管理費用等)、事務費等の実績額をご教示願います。	【かまくらっ子】 放課後かまくらっ子(子どもの家・子どもひろば)の指定管理者 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/siteikanri.html をご参照ください。 【子育て支援センター】 令和6年度 8,132,213円 〈人件費7,413,472円・物件費718,741円〉 令和7年度 9,242,565円 〈人件費8,578,072円・物件費664,493円〉
6	【募集要項 (経費の負担区分・維持管理費)】 収支計画を作成するにあたり参考とさせていただきたく、直近(令和7年度/2025年度)における両施設の修繕費の実績額をご教示いただけますでしょうか。	【かまくらっ子】 令和7年度放課後かまくらっ子(指定管理施設)の事業評価 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/hyoutakouhyou7.html をご参照ください。 【子育て支援センター】 子育て支援センターが負担した修繕料は、令和7年度78,100円です。
7	【募集要項】 令和5年～7年の収支状況などの資料を公表いただくことは可能でしょうか。	【かまくらっ子】 放課後かまくらっ子(子どもの家・子どもひろば)の指定管理者 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/siteikanri.html をご参照ください。 【子育て支援センター】 歳入 令和5年度～7年度まで 各年7,314,000円 歳出 令和5年度 7,684,018円 令和6年度 8,132,213円 令和7年度 9,242,565円
8	【応募要項 5 指定管理業務に関する経費】 指定管理料の上限額について、放課後かまくらっ子分は343,827,000円(5年)と示されているが、大船子育て支援センター分の上限額をご教示いただきたい。	9月9日に募集要項を下記のとおり変更させていただきました。 エ 市が支払う指定管理料の総額(上限金額)は433,426,000円とし、内訳はセンターが89,599,000円(非課税)、かまくらっ子は343,827,000円(別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払う)以下とします。
9	【募集要項 5 指定管理業務に関する経費 (1) 指定管理料に関する事項エ】 ①貴市が支払う指定管理料の総額は467,808,700円に対して、鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」等の管理運営に関する指定管理業務仕様書に示される、かまくらっ子の指定管理料が343,827,000円であることから、この額を総額から差し引いた123,981,700円が子育て支援センターの指定管理料との認識でよろしいでしょうか。	9月9日に募集要項を下記のとおり変更させていただきました。 エ 市が支払う指定管理料の総額(上限金額)は433,426,000円とし、内訳はセンターが89,599,000円(非課税)、かまくらっ子は343,827,000円(別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払う)以下とします。
10	【募集要項 5 指定管理業務に関する経費 (1) 指定管理料に関する事項エ】 ②また、かまくらっ子の指定管理料が343,827,000円と支援センターの指定管理料123,981,700円は想定額として、総額467,808,700円の上限額を下回っていれば、かまくらっ子及び子育て支援センターの指定管理料が、募集要項等に示される額と変動してもよろしいでしょうか。	変動は不可です。
11	【募集要項 5 指定管理業務に関する経費 (1) 指定管理料に関する事項エ】 ③収支予算書において、子どもひろばのみは税込み額を記載するという認識でよろしいでしょうか。その場合、指定管理料の総額は、税抜き額で467,808,700円となるため、子どもひろばのみは税抜き額に割り戻して、総額が467,808,700円を下回っていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	9月9日に変更した募集要項「エ 市が支払う指定管理料の総額(上限金額)は433,426,000円とし、内訳はセンターが89,599,000円(非課税)、かまくらっ子は343,827,000円(別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払う)以下とします。」のとおり、上限額は税抜き額で算出します。収支予算書には税額も記載ください。

12	【募集要項 別表 選定基準表】 記号番号N「利用者意見の収集・運営改善」について、「子ども及び保護者の意見・要望を継続的に収集する仕組みを有し、その分析・共有を経て、具体的な改善に結びつける仕組みが構築」の項目がありますが、次期指定管理期間の提案として、子どもと保護者の意見・要望を踏まえた具体的計画を作成したく、現在、子どもや保護者から伺っている意見・要望をご教示願います。	その点を含めてプロポーザルで審査させていただきます。
13	【募集要項 別表 選定基準表】 記号番号S「学校・地域・関係機関との連携」について、「学校、地域団体、関係機関と連携し、地域と一体となって子どもたちを支える具体的な仕組み」の項目がありますが、現在連携されている地域団体や関係機関を、協力内容を含めご教示願います。	その点を含めてプロポーザルで審査させていただきます。
14	【募集要項・両仕様書(安全管理・防火管理体制)】 該当施設は一体運営されておりますが、防火管理責任者の解任・選任にあたり、施設ごとにそれぞれ選任する必要がありますでしょうか。それとも建物全体で1名の選任で問題ございませんでしょうか。	建物全体に1名以上の消防法で示す防火管理者の要件を満たしたものの配置が必要です。
15	【両仕様書】 現在の職員様は、各職種ごとに何名、どのような雇用形態でしょうか？	【かまくらっ子】 令和8年5月1日時点の雇用形態は、常勤職員:3名、常勤職員以外:8名、補助員(常勤職員以外6名)、その他職員(常勤職員以外1名)となっています。 【子育て支援センター】 子育て支援センターの職員は、特に職種は問いません。人数は、常勤1名 非常勤職員3名です。
16	【両仕様書】 今現在、2施設、それぞれ、何名体制で運営されておりますでしょうか。また、雇用形態をご教示ください。	【かまくらっ子】 令和8年5月1日時点の雇用形態は、常勤職員:3名、常勤職員以外:8名、補助員(常勤職員以外6名)、その他職員(常勤職員以外1名)となっています。 【子育て支援センター】 常勤1名 非常勤職員3名
17	【両仕様書】 かまくらっ子及び子育て支援センターにおいて、継続雇用の検討が必要となるため、常勤・非常勤の人数をそれぞれ差し支えない範囲でご教示いただきたい。	【かまくらっ子】 令和8年5月1日時点の雇用形態は、常勤職員:3名、常勤職員以外:8名、補助員(常勤職員以外6名)、その他職員(常勤職員以外1名)となっています。 【子育て支援センター】 常勤1名(雇用形態 契約社員) 非常勤職員3名(雇用形態 パートタイマー)です。
18	【両仕様書(引継ぎ)】 現に業務に従事している職員の労働条件(雇用形態別的人数および給与水準)について、継続雇用の検討に必要な範囲で情報提供いただけるか。	【かまくらっ子】 仕様書23指定管理料に関する事項(3)指定管理料の積算基礎に含まれる経費をご参照ください。 【子育て支援センター】 常勤1名、非常勤職員3名です。なお、給与水準については、最低賃金等法的水準を満たしているとの認識です。
19	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 14 職員等 (14)】 「継続雇用にあたっては、現在の労働条件の維持に努める」との記載があり、現在勤務されている職員様の雇用状況(担当業務、雇用形態、給与等)をご教示願います。 また、現在、本事業で勤務している職員様の所属人数をご教示願います。可能な限り、業務別の配置人数をご教示願います。	【かまくらっ子】 令和8年5月1日時点の雇用形態は、常勤職員:3名、常勤職員以外:8名、補助員(常勤職員以外6名)、その他職員(常勤職員以外1名)となっています。給与に関しては、仕様書23指定管理料に関する事項(3)指定管理料の積算基礎に含まれる経費をご参照ください。
20	【両仕様書(広報・ホームページ運営)】 受託後の情報発信・広報活動に関して、公式ホームページは施設ごとにそれぞれ独立して開設・管理する必要がありますでしょうか。あるいは1つのWEBサイト内に両施設の情報を集約・一体管理する形態でも差し支えございませんでしょうか。	別ページをご用意いただきます。
21	【両仕様書】 本事業は処遇改善事業の対象となるかご教示いただきたい。 また、対象となる場合、処遇改善費は委託金に含まれるかご教示いただきたい。	指定管理料の中に含まれております。
22	【子育て支援センター(大船)仕様書 6(2)】 保育士でも問題ないでしょうか？	問題ありません。
23	【子育て支援センター(大船)仕様書(人員)】 大船子育て支援センターに配置する常勤職員と、放課後かまくらっ子に配置する常勤職員(統括責任者を含む)との兼務は可能か。可能な場合、統括責任者がセンター業務を兼ねることも認められるか。	常勤職員は専任を想定しており、兼務は不可です。
24	【子育て支援センター(大船)仕様書(積算)】 大船子育て支援センターの開館時間および開館日数が現行より拡大されるが、これに伴う人件費の増加分は、示された指定管理料の上限額に織り込まれているか。	開館時間はこれまでも9:00～17:00としており、利用者の来所時間をこの中で設けています。また、開館日も曜日は変わりますが、これまでと同じ5日間です。
25	【子育て支援センター(大船)仕様書(実績)】 大船子育て支援センターについて、直近年度の年間延べ利用組数および1日平均利用組数をご教示いただきたい。放課後かまくらっ子については仕様書に登録者数・平均利用者数の記載があるが、センターには記載がないため。	令和7年度の年間利用組数は3,984組、一日平均15.75組です。
26	【子育て支援センター指定管理業務仕様書】 利用者向けの保険は加入が必須かご教示いただきたい。また、必須の場合その内容等に指定があるかご教示いただきたい。	損害、賠償保険には加入をお願いします。特に指定はありませんが、職員、利用者などに対し子育て支援センターに瑕疵等があった場合の事故等に備えてください。

27	【子育て支援センター指定管理業務仕様書 7 人員体制】 常時2名以上(うち1名は常勤)と有賃、常勤が有給等の際には常時2名以上の配置は遵守した上で非常勤職員のみでの配置となることは問題ないかご教示いただきたい。また、有事の際にはかまくらっ子配属職員を代替職員として勤務させることは可能かご教示いただきたい。	常勤職員の有給休暇等で、非常勤職員2人体制になることは問題ありません。また当日、時間的な穴埋めを含め、勤務していないかまくらっ子の職員や他の施設の職員を代替職員として配置することは可能です。																																																
28	【大船子育て支援センター仕様書(実施体制)】 現在、大船子育て支援センターに勤務されている職員の皆様の資格保有状況(保育士、子育て支援員等の有無および人数)をご教示いただくことは可能でしょうか。	常勤職員も含めて4人とも子育て支援員の研修を受講した職員として届が出されています。																																																
29	【大船子育て支援センター仕様書(備品・物品管理)】 大船子育て支援センターにおいて、現在使用されている「おもちゃ・遊具類」は市所有の備品として引き継がれますでしょうか。それとも現指定管理者の備品となりますでしょうか。	仕様書の別表4に記載している物品は、指定管理者に引継ぎます。																																																
30	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 23 指定管理料に関する事項】 利用料収入見込みの内訳をご教示いただきたい	令和7年度放課後かまくらっ子(指定管理施設)の事業評価 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/hyokakouhyou7.html をご参照ください。																																																
31	【かまくらっ子指定管理業務仕様書(実績)】 おさか子どもの家における延長利用(早朝7時～8時、18時～19時、19時～21時、土曜日の時間外)について、直近年度の時間帯別の平均利用人数をご教示いただきたい。	令和7年度の月の利用者平均人数は下記のとおりです。 <table><tr><td></td><td>平日早朝</td><td>～19時延長</td><td>19時～21時</td><td>土曜早朝</td></tr><tr><td>平均(人)</td><td>17</td><td>152</td><td>0</td><td>2</td></tr></table>		平日早朝	～19時延長	19時～21時	土曜早朝	平均(人)	17	152	0	2																																						
	平日早朝	～19時延長	19時～21時	土曜早朝																																														
平均(人)	17	152	0	2																																														
32	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 実績】 小坂小学校の特別支援学級在籍児童(13人)の子どもの家・子どもひろばの利用状況と、加配職員の配置実績をご教示いただきたい。また、加配に要する費用は指定管理料に含まれるか、別途協議か。	令和7年度の家・ひろばにおける要支援児童対象者の利用人数は下記のとおりです。 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>27</td><td>120</td><td>151</td><td>192</td><td>159</td><td>135</td><td>153</td><td>105</td><td>138</td><td>142</td><td>100</td><td>147</td></tr></table> また、令和7年度の加配職員は下記のとおりです。 なお、要支援児童等における青少年課が定めた配置数(令和8年度は10名)を超えて加配が生じた上限2人までの給与に関しては令和8年度は別途「放課後かまくらっ子要支援児童等対応推進業務委託契約」を締結しています。 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>11</td><td>24</td><td>5</td><td>12</td><td>1</td><td>11</td><td>8</td><td>4</td><td>21</td></tr></table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	27	120	151	192	159	135	153	105	138	142	100	147	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9	4	0	11	24	5	12	1	11	8	4	21
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																							
27	120	151	192	159	135	153	105	138	142	100	147																																							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																							
9	4	0	11	24	5	12	1	11	8	4	21																																							
33	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 14 職員等】 支援や配慮が必要な児童の直近の実績や平均、今後の予測等、参考となる人数をご教示いただきたい。	上記回答をご参照ください。なお、今後の予測を加味し、支援員数を設定した額で算出しております。																																																
34	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 その他 アフタースクールの利用状況について】 直近年度のアフタースクールの利用状況(利用人数)を月別にご教示願います。	令和7年度のひろばの利用児童数は下記のとおりです。 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>873</td><td>752</td><td>821</td><td>954</td><td>764</td><td>673</td><td>645</td><td>533</td><td>623</td><td>519</td><td>422</td><td>566</td></tr></table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	873	752	821	954	764	673	645	533	623	519	422	566																								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																							
873	752	821	954	764	673	645	533	623	519	422	566																																							
35	【かまくらっ子指定管理業務仕様書(施設利用)】 放課後かまくらっ子の利用児童のうち、2階への移動が困難な児童について、1階の大船子育て支援センター部分のスペースを活用して受け入れることは可能か。可能な場合、条例上の位置づけや必要な手続きはどのようになるか。	不可です。																																																
36	【かまくらっ子指定管理業務仕様書(施設)】 古民家部分(子どもの家・子どもひろば)に設置されている空調設備の設置年次と、指定期間中の更新予定の有無、および更新が必要となった場合の費用負担区分をご教示いただきたい。	空調設備に改修等が生じた場合、10万円以上費用がかかる場合は市が負担しています。(別表4「リスク分担表」)参照																																																
37	【かまくらっ子指定管理業務仕様書(備品・物品管理)】 放課後かまくらっ子おさかにおいて、現在使用されている「おもちゃ・遊具類」は市所有の備品として引き継がれますでしょうか。それとも現指定管理者の備品となりますでしょうか。	現指定管理者が購入したものの以外は備品として引き継がれます。2か月の移行期間で確認いただき、必要な備品については来年度からの指定管理者でご用意いただきます。																																																
38	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 8 業務の具体的内容】 ネット設備環境について、現在各施設の固定回線・ポケットWi-Fi等の整備状況をご教示いただきたい。	固定回線のインターネット接続環境が整備されています。																																																
39	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 その他 長期契約の継続について】 現地説明会の際に、現在、長期契約をしている事項については、継続して契約する旨のご説明がございましたが、当契約の詳細をご教示願います。(契約内容、契約金額)	現在継続した契約が必要になる長期契約はありません。																																																
40	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 その他 入退室(利用管理)システムについて】 現在使用している入退室(利用管理)システムがあれば、システム名称、メーカー、システムで管理している内容等をご教示願います。 また、現行のシステムを継承することは可能でしょうか。可能である場合、システム使用料をご教示願います。	その点を含めてプロポーザルで審査させていただきます。																																																
41	【かまくらっ子指定管理業務仕様書 その他 児童の受け入れについて】 小学校が施設の向かい側に位置しておりますが、日常的な児童の受け入れ方法についてご教示願います。	信号の付近に支援員もしくは補助員の一名を配置しています。																																																